

- ・生涯年金資産額あるいはその変化分
- ・夫婦年金資産額あるいはその変化分
- ・就業した場合に得られる推定所得
- ・他の世帯員の所得（世帯合計の所得から自己の分を除去）
- ・世帯人員数（再分配・調査票(1)）
- ・有業人員数（再分配・調査票(1)）
- ・世帯構造（再分配・調査票(1)）
- ・世帯類型（再分配・調査票(1)）
- ・世帯業態（再分配・調査票(1)）
- ・世帯種（再分配・調査表(1)）
- ・世帯主の税法上の扶養親族数（基礎・所得票 27）
- ・世帯主情報（年齢、性別、配偶関係、配偶者の年齢、勤めか自営か、医療保険の加入状況、傷病状況、年金受給の有無）
- ・高齢者情報（60 歳以上の有無、人数、構成、60 歳以上のみ、65 歳以上の有無、人数、65 歳以上のみ）
- ・児童等情報（18 歳未満未婚者数、20 歳未満未婚者数、6 歳未満の児童の有無）
- ・年金の状況（加入者数、受給者数）
- ・各世帯員の傷病の状況（基礎・世帯票 19）

分析テーマ4：保育サービス需要の分析

<主旨>

少子化が進むなかで、将来の労働力確保の面からも子育て期の女性就業をいかに促進するかが政策テーマとなっている。その関連で現在、保育所政策のありかたが問われている。しかしながら、保育サービスへの需要がどのような要因に基づいて発生しているのか、また、保育サービスが子育て期の女性の労働供給に実際にどのような影響を及ぼしているのかは実証的に明らかにされていない。実証的にとくに問題なのは、既存の調査では保育所に子供を通わせている世帯とそうでない世帯との比較が困難な点である。本研究では、幼児のいる全世帯を対象にして、保育サービス需要の決定要因を世帯属性（高齢者世帯、共働き世帯、三世代同居世帯、単身世帯、母子世帯、子供のいる世帯、自営業世帯、雇用者世帯など等）だけでなく個人属性（男女、配偶状況、専業主婦と共に働き主婦、大企業従業員と小企業従業員など）についても分析する。具体的には、幼児のいる全世帯を対象に以下のような回帰式を推定する。

子供の保育所入所の有無 = f (保育所措置費、父親の所得、母親の所得、他の世帯員の所得、世帯属性、父親の個人属性、母親の個人属性)

従属変数

- ・保育所措置費の記入（母子生活支援施設との違いは金額、世帯属性等によって判断）
(再分配・調査票(1))

説明変数

- ・保育所措置費（同上）
- ・父親・母親の雇用者所得
- ・父親・母親の事業所得
- ・父親・母親の農耕・畜産所得
- ・父親・母親の家内労働所得
- ・父親・母親の家賃・地代
- ・父親・母親の利子・配当金
- ・父親・母親の仕送り
- ・父親・母親のその他の所得
- ・他の世帯員の所得（世帯合計の所得から父親と母親の分を除去）
- ・世帯人員数（再分配・調査票(1)）
- ・有業人員数（再分配・調査票(1)）
- ・世帯構造（再分配・調査票(1)）
- ・世帯類型（再分配・調査票(1)）
- ・世帯業態（再分配・調査票(1)）
- ・世帯種（再分配・調査表(1)）
- ・世帯主の税法上の扶養親族数（基礎・所得票 27）
- ・世帯主情報（年齢、性別、配偶関係、配偶者の年齢、勤めか自営か、医療保険の加入状況、傷病状況、年金受給の有無）
- ・高齢者情報（60 歳以上の有無、人数、構成、60 歳以上のみ、65 歳以上の有無、人数、65 歳以上のみ）
- ・児童等情報（18 歳未満未婚者数、20 歳未満未婚者数、6 歳未満の児童の有無）
- ・年金の状況（加入者数、受給者数）
- ・各世帯員の傷病の状況（基礎・世帯票 19）

分析テーマ 5：現役層内・年齢階層内所得格差、社会保険料負担の検証

<主旨>

日本における所得再分配の効果は年齢階層内効果よりも年齢階層間効果の貢献度が高まっていることが指摘されているが（大竹・齊藤（1998））、これは、老人医療保険制度、年金など現役層から高齢者層への所得再分配制度が充実していることを示している。一方、経済成長の鈍化および雇用の不安定化の傾向が今後益々著しくなることを考慮すると、失業等その影響を直接に受ける現役層内においても所得格差が拡大することが考えられる。本分析においては、高齢者・未成年者を除く現役層に着目し、現役層内の所得格差、不平等度を検証する。

また、現役層は社会保障制度の担い手であることに注目すると、その社会保険料負担の分担の平等性も重要な視点である。平等性の確保という観点から言えば、現役層の中でも特に低所得者に対しては国民年金保険料の免除制度国民健康保険の軽減制度、また高額療養費制度の低所得者規定等を設けて配慮しているが、国民健康保険の保険料及びその軽減制度は各自治体により異なること、また国民年金においても、厚生省が免除基準を決めているものの一般特例免除や基準の適用方法に差があるため、各所得階層内においての社会保険料の負担の分布を把握することが難しい。これらを踏まえ、本プロジェクトでは、現役層内での社会保険料の負担の分配と、その再分配効果を検証する。

具体的な分析方法

「所得再分配調査」調査票と、「国民生活基礎調査」の世帯票、所得票の複数時点（平成2年、5年、8年）のデータを用いて、低所得者層の中から、生活保護、年金等社会保障給付金を受けていない層（現役層）を抽出し、それを更に年齢層別に分割することによって、現役層内および年齢層内の所得格差、不平等度、再分配を分析する。分析にあたっては第1号被保険者と第2号被保険者の差などにも注目する。また各層における保険料率を計算し、その累進性を検証する。

分析テーマ6：低所得者層の推計および国際比較

<主旨>

Smeeding(1997)による日本の貧困率（11.8%、貧困率＝調整可処分所得が中央値の半分以下の率）は、OECD諸国の中ではアメリカ、イギリス、オーストラリアに続き4番目に高いとされている。しかし、貧困率は、その定義、使用するデータにより上下するので、この数値のみをとって日本の貧困率を議論することができない。本プロジェクトでは、様々な貧困率の定義を用いて貧困率を計測し、その時系列傾向、属性の分析および国際比較を行う。

具体的な分析方法

様々な定義を用いて低所得者（貧困）層を割り出し、その世帯数および属性別世帯数を求める。さらに、上記（1）に関連して、低所得者層における社会保険料率を計算する。低所得現役層と生活保護世帯等他世帯層との比較、雇用者世帯と自営業者世帯の比較等を含む分析を行う。

(別添1)

「社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響」

阿部 彩

I. はじめに

近年、公的 사회保険における公平を焦点とする研究は多い。しかし、その主流は、世代間の公平に着目した研究である。実際に、「負担=保険料」と「便益=給付」の生涯にわたる収支を比較すると世代間の不公平は明らかであり、これは多くの研究者の指摘するところである（金子・田近、1995、八田、1998）。一方、世代間の不公平は不可避であり、むしろ、他の次元にかかる不公平に着目すべきという意見もみられる（橋木、2000）。本稿は、後者の流れをくむものであり、社会保険制度の生涯的な収支の公平に着目するのではなく、一時点における保険料設定のありかたに注目する。これは、年金・医療保険などが将来的（高齢期等）に便益をもたらすものであるとしても、これらが強制加入制度である以上、拠出時点における負担は公平かつ適度でなければならないという考えに基づいている。

II. 問題意識

保険料引き上げ必至

年金・医療などの社会保険制度の財源が問題視されて久しい。今年3月に成立した年金改革関連法には盛り込まれなかつたが、将来的に社会保険料の引き上げは必至と言われている。厚生省の試算によると、2025年度の厚生年金保険料は標準報酬の現行17.35%（ボーナス1%）¹から27.6%、国民年金保険料は月額13,300円から24,800円に引き上げられなければ財政が成り立たない（厚生省年金局、1999）。同様に、医療保険においても、保険料の引き上げが懸念される。年金改革関連法の目玉である給付削減と国庫負担引き上げによって、若干の引き上げ緩和は見込まれるもの、保険料の大幅な引き上げは避けられないであろう。

しかし、負担の増大をどのように被保険者の中で分担するかについては充分に議論されているとはいえない。保険料設定に当たっては、低所得者など社会的弱者に対する配慮はもちろんのこと、保険料体系全体の公平を考慮しなければならない。そのためには、現行の保険料体系が公平に被保険者の間で分担されているか、今一度吟味する必要がある。

水平的公平と垂直的公平

社会保険における「公平」の概念を整理すると、まず、水平的公平（同所得の人の間の公平）と垂直的公平（高所得の人と低所得の人の間の公平）という二つのフレームワークが通常考えられる。「水平的公平」は、同所得の被保険者が同じ額の保険料を負担すべきという概念であり、これについては異論を唱えるものは少ないであろう。現行の制度の中では、国民健康保険、

被用者保険などの制度間と²、各制度内における二つの公平を考えなくてはならない。

「垂直的公平」は所得の高い人と低いとの間の負担の分配のありかたに着目する概念であるが、保険料における「垂直的公平」については合意形成なされていないのが現状である。所得税と同じ考え方をすれば、所得の高いものがより多くの負担をし、所得の低いものの保険料を補填することを公平とする考えが一般的である。しかし、補填の度合いについて、所得にしめる保険料の割合（負担率）を一定とすべきか、高所得者により大きい負担率を求めるかで意見が分かれるところであろう。橋木(1998)は、「所得税に累進性をもたせることに異議は少ないが、保険料に累進性をもたせることに合意はない」としている。

しかし、社会保険が強制加入の皆保険制度である以上、社会保険料の設定は所得税と同じような配慮を必要とする。まず、低所得者に対する配慮が不可欠である。低所得者から一律または所得の一定比率の保険料を徴収することにより、その低所得者の生活レベルが極度に落ちることがないよう行政が配慮するのは当然のことであろう。そのような概念に基づいて、国年の免除制度や国保の軽減制度が設けられていると考えられる。更に、社会保険制度が及ぼす所得不平等度への影響に対する配慮する必要がある。社会保険料徴収によって、所得不平等度が増さないようにするには、最低限に一律の負担率、さらに社会保険が所得再分配メカニズムの一つとして期待されているのであれば、累進性を持った保険料設定が必要となる。

現行の国民年金・国民健康保険には、低所得者に対する軽減・免除制度が設けられているが、それにもかかわらず、国民健康保険においては、保険料の逆進性が指摘されている（角田・小椋・高木、1999）。また、金子(2000)も、社会保険料の逆進性の可能性を示唆し、この側面を考慮することなく保険料率を引き上げることに懸念を示している。

社会保険料の引き上げを実施する際には、このような現行制度における負担の不公平性を把握し、その是正も視野に含めた改正を行うことが必要である。

研究の目的

本研究の目的は、1990年、1993年、1996年の厚生省『所得再分配調査』の個票を用いて、社会保険料の逆進性の有無を検証し、保険料徴収による所得不平等度への影響の度合いを測ることである。分析の対象は、現役層とする。この理由は、一時点における分析においては、年金を含まぬ当初所得が低い年金受給層と、現役層内の低所得層を区別する必要があるからである。分析にあたっては、国年・国保、被用者保険など制度別の分析と、各世代（コホート）別の分析を行う。これは、同じ世代内の世帯は同程度のリスクを背負っているので、社会保険料の負担も同じであるべきという考え方から、世代内の保険料の不公平について特に懸念するからである。最後に、公的年金保険料引き上げによる影響を試算する。

III. 社会保険料の算定方法

本章では、国民年金、国民健康保険、厚生年金保険、健康保険の順に、その保険料体系と軽減・免除措置を概観することとしたい。

1. 国保世帯

(1) 国民年金

国民年金保険の保険料は、被保険者の収入いかんに係わらず月額 13,300 円の定額であるが、低所得者に対しては免除制度が設けられている。第 1 号被保険者内の免除率は年々増加しており、1998 年には、19.9%（社会保険庁、1999）に達した。従って、被保険者の 5 人に 1 人は保険料を免除されていることとなる。免除には 2 つの種類があり、一つは法定免除といい、障害を支給事由とする年金の受給権者、生活保護受給者、施設入所者が自動的に対象となる（国民年金法第 89 条）。もう一方は、所得がないとき等一定の事由に該当する場合やその他保険料を納付することが著しく困難であると認められる場合に適用され、被保険者は、市町村による審査の上、免除を受けることができる。これを申請免除という（同法第 90 条）。申請免除の対象は、所得のない者、被保険者又は世帯の他の世帯員が生活扶助以外の扶助を受ける者、地方税法に定める障害者又は寡婦であり年間の所得が 125 万円以下である者、その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるものである。

さらに、厚生省は、次のように申請免除の基準を定めている。

BOX1 国民年金の保険料免除（申請免除）の基準

- ①保険料納付義務者に前年分の所得税額があるときは免除せず、当該年度分の市町村民税が賦課されていないときは免除する。
- ②①によって決定できない場合には、世帯全員の前年の所得額を基に一定の方法によって算定した指標により免除の可否を決定する。
- ③①および②の結果、免除に該当しない場合でも、失業、倒産、その他の理由で申請時の所得状況等が前年度の所得状況と著しく異なる等により、保険料の納付が困難と認められるときには免除できる（以下「一定特例免除」という。）
- ④①ないし③により免除に該当する場合であっても、高額（7 万円以上）な生命保険等の保険料を払っている場合にはその支払額相当の保険料負担能力があるものとし、また、①及び②により免除に該当する場合であっても、著しく高額（14 万円以上）な生命保険料等を支払っている場合には、免除しないことができる（総務庁行政監察局、1998）。

前述の 1998 年度の免除率の内訳は、法定免除 4.5%、申請免除 15.4% である（社会保険庁）。時系列でみると、法定免除の割合は、4.5% 前後で横這いなのに対し、申請免除

の割合は年々増加している。

免除制度の運用は市町村によってばらつきがあり、特に一般特例免除に関しては、現場の個別判断に任されており、免除理由の立証資料の提出も求められていない(総務庁行政監察局、1998)。このため、免除制度の恩恵を受けている被保険者の、実質の負担能力はわからないのが実状である。

このように、一見すると、国民年金の保険料体系は免除を受けられる低所得者層については累進的、それ以外の所得層については、逆進的であると推測されるが、実際には、免除制度の運用によって、累進的か否かが大きく左右されると考えられる。

(2) 国民健康保険

国民健康保険の保険料の算定方法は、自治体によって異なる。まず、各自治体は、それぞれの国民健康保険事業に要する総費用を、表1の方式のいずれかによって分割する。そして、各カテゴリーにおいて、所得割総額は被保険者の総所得金額、資産割は被保険者の総資産額、被保険者均等割は被保険者数によって按分した額、世帯別平等割は均一額を被保険者に振り分ける。各被保険者（世帯）が支払う保険料は、それぞれの所得、資産、被保険者数などによって決められる各カテゴリーの合計額である。

表1 標準課税総額に対する標準割合

	カテゴリー	標準割合
4方式	所得割総額	40%
	資産割総額	10%
	被保険者均等割総額	35%
	世帯別平等割総額	15%
3方式	所得割総額	50%
	被保険者均等割総額	35%
	世帯別平等割総額	15%
2方式	所得割総額	50%
	被保険者均等割総額	50%

出典：厚生統計協会（1999）『保険と年金の動向』

この他にも、所得割額の算定方式、賦課限度額等により、国民健康保険料は、市町村によってかなりのばらつきがある（小松、1999）。参考ながら、1996年度における1世帯あたり平均保険料（税）調停額は、15万893円であった（健康保険組合連合会、1999）。

国民健康保険にも、保険料軽減措置が設けられている。この措置の対象は、

- ①前年所得が基礎控除配当額（平成11年度は33万円）以下の世帯、及び
- ②前年所得が基礎控除額を超えるが、前年所得から被保険者（世帯主を除く）1人につ

き一定額（平成 11 年度は、24 万 5 千円）を控除すると基礎控除額以下となる世帯、

である（厚生統計協会、1999）。軽減の割合は、6 割（①の該当世帯）、4 割（②の該当世帯）であったが、1995 年の制度改定により、この制度は大幅に変更され、軽減の割合は、各保険者（市町村）の応益割合（＝（均等割総額+平等割総額）／賦課総額）に応じて定められることとなった（表 2）。具体的には、応益割合が 35%以下の市町村では、軽減割合が小さくなり、応益割合が 45%以上 55%未満の市町村では、軽減割合が大きくなるとともに、新たに 2 割軽減枠が設けられた。2 割軽減の該当世帯は、前年所得から被保険者（世帯主を含む）1 人につき一定額（平成 11 年度は、34 万）を控除すると基礎控除額以下となる世帯である（③該当世帯）。1997 年には、国民健保加入世帯の 27.86%が軽減措置の対象であった（厚生統計協会、1999）。

表 2 各保険者の応益割合による国民健康保険の軽減割合

応益割合	35%未満	35～45%	45～55%	55%以上
①該当世帯	5 割	6 割	7 割	6 割
②該当世帯	3 割	4 割	5 割	4 割
③該当世帯	なし	なし	2 割	なし

出典：厚生統計協会（1999）『保険と年金の動向』

このように、国民健康保険の保険料の体系は、軽減が受けられる低所得者層においては累進的であり、軽減対象とならない世帯層においては応能割合が全国的にみてどれくらいになるかによって累進的にも逆進的にもなると考えられる。

2. 被用者世帯

（1）厚生年金保険

厚生年金保険の保険料は、被用者の所得を、最低 9.2 万円から最高 59 万円までの 30 等級に区分された標準報酬に当てはめ、それを一定比率でかけた額である。1998 年度末現在で、保険料率は被保険者 8.675%、事業主 8.675%である³。またボーナスからは、別途 1%が徴収される⁴。

（2）健康保険

政管健保の場合、保険料の法定料率は 8.5%であり、これを被保険者と事業者が折半する。組合健保の場合、労使合わせた保険料率は 3.0%から 9.5%の範囲で各組合ごとに定められており、その平均は、被保険者 3.658%、事業主 4.736%で合計 8.394%である（98 年 3 月現在）（健康保険組合連合会）。

このように、被用者世帯が支払う厚生年金保険料と健康保険料は、基本的に所得の一定割合が保険料と算定されるので、保険料の累進性（逆進性）はゼロであるはずである。しかし、厚生

年金保険には標準報酬形式をとっているため、標準報酬の各等級内における負担率は一律ではない。また、限度額以上（月額 59 万円以上）の所得層では保険料は一定であるため、この層では逆進的であると考えられる。

IV. 予備的分析

図 1 は、1996 年の社会保険料負担率（＝社会保険料／所得）を所得階級別に示したものである。データは、厚生省の平成 8 年度『所得再分配調査』の現役世帯のみのデータを使用した。「現役世帯」「国保世帯」「被用者世帯」の定義については、V 章を参照されたい。

図 1 から明らかなように、社会保険料は国保世帯、被用者世帯共に逆進性を示している。国保世帯についていえば、国民年金保険料を申請免除されている率は 13.0% (1995) である⁵。このように高い割合の被保険者が免除されているにも係わらず、図 1 は特に最低所得層（所得階級 3 = 年収 150 万円以下）にて強い逆進性がうかがえる。この傾向は、被用者世帯においても同様である。このことから、国民年金の免除制度や、国民健康保険の軽減制度、また、被用者保険の定率性をしても、社会保険料は逆進的である可能性が示唆される。逆進性が現役層全体、各コホート、各制度内においても確認されるのであれば、各グループ内における所得不平等度が保険料徴収によって拡大していると考えられる。次章において、さらに詳しい分析を行う。

< 図 1 出典：「平成 8 年所得再分配調査」の個票から筆者が計算。

V. 分析手法とデータ

1. 分析手法

所得不平等度の指標は、ジニ係数、平方変動係数(SCV)、アトキンソン尺度等数多く開発されているが、本稿ではジニ係数を用いる。

$$Gini = \left(\frac{2}{\mu n^2} \cdot \sum_{i=1}^n i W_i \right) - \frac{n+1}{n}$$

ジニ係数の長所は、一般的に広く使われており、直感的に理解しやすい概念であることであるが、その欠点は、(1)非線形的であり、分解に適していないことと、(2)中所得者層における transfer sensitivity が高いことである (Mitchell, 1991、経企庁、1998)。そのため、再分配後の不平等度そのものを比較するには、ジニ係数は必ずしも最適の指標ではない。しかし、ミッチャエルは、カクワニが開発した累進性係数を用いると、ジニ係数を使いながらも、再分配の一つ一つのメカニズム（税、社会保障）の累進性を測ることができると指摘した (Mitchell, 1991)。本稿では、カクワニの累進性係数 (P) と、社会保険料徴収前後の再分配係数 (R) の二つの係数をもって、保険料徴収による所得不平等度への影響の指標とする。

$$\text{再分配係数 (R)} = \frac{\text{当初所得のジニ係数 (G)} - \text{保険料徴収後のジニ係数 (G')}}{\text{当初所得のジニ係数 (G)}} \quad (\text{式 } 1)$$

$$\text{累進性係数 (P)} = \text{社会保険料の擬ジニ係数 (C)} - \text{当初所得のジニ係数 (G)} \quad (\text{式 } 2)$$

保険料が所得の均一割合であれば、保険料徴収前と後のジニ係数は変わらない。しかし、保険料が累進性であれば、ジニ係数は下がり、逆進性であればジニ係数は上がる。つまり、再分配係数がプラスであれば、保険料徴収の結果、所得不平等度が改善したことを表し、マイナスであれば不平等度が悪化したことを表す。

図2は、ある所得分布のロレンツ曲線（上の曲線）と、保険料（または税）の擬ロレンツ曲線（下の曲線）を描いたものである。「擬」とつくのは、この曲線は保険料を当初所得の順に並べ累積したものであるからである。カクワニの累進性係数 (P) は、二つの曲線の間の面積を表し、当初所得のロレンツ曲線が保険料の擬ロレンツ曲線の上にある時はプラス、反対の時はマイナスとして計算する。当初所得のジニ係数を G とすると、P の値は、 $-(1+G)$ と $(1-G)$ の間の値をとり、プラスであれば累進的、マイナスであれば逆進的であることを示す (Mitchell, 1991)。

<図 2

ここで再分配係数（R）と累進性係数（P）の関係に触れておく。再分配係数は、累進性係数と平均保険料率（E）を合わせた効果（V）、および保険料を徴収したことによる所得の順番の入れ替わり効果（H）の二つに分解することができる（Mitchell, 1991）。

$$R = \frac{G - G'}{G} \quad P = C - G \quad (\text{式 } 1, 2 \text{ 再掲})$$

$$R = H + V \quad H = \text{サンプル内の順序の入れ替わりによる効果} \quad (\text{式 } 3)$$

$$V = \frac{P * E}{(1 - E) * G} \quad E = \text{サンプル全体の平均保険料率} \quad (\text{式 } 4)$$

本稿では、これらの係数を、社会保険料徴収前後、医療保険料徴収前後、年金保険料徴収前後の三つの場合において求める。

社会保険を、医療と年金にわける理由は、「公平」についての考え方が二つの間で異なるからである。厚生年金等、報酬に比例した給付がある制度においては、何をもって公平な負担（保険料）とするか判断が別れるところである。しかし、医療保険については、疾病するリスクが同じと仮定すれば、保険料は同じであるべきというコンセンサスがあると考えられる。

分析の順序は、まず最初に、現役層全体における上記係数を求める。次に、社会保険制度別（国保世帯、被用者世帯、国保・被用者世帯、以下、これらを世帯種という）に分析を行う⁶。これは国民年金・国民健康保険、と被用者年金・健康保険の間で大きな差があるか否かを見るためである。

最後に、世帯主の世代（コードホート）別に同様の分析を行う。これは、コードホート分けすることにより、世代間の再分配の影響を除くためである。比較的所得が高い高齢現役層と所得が低い若年現役層の間に、社会保険料という形で所得再分配が行われている可能性があるからである。また、定年間近の高齢現役層と入社直後の若年現役層は、直面する社会・健康などのリスクが異なっており、それに対処するための負担が異なっていても致し方がないという考え方もある。同じ世代内の者は、結婚、子育て、定年までの年数、健康などにおいて人生の同じような時期であり、同程度のリスクを背負っていると考えると、同程度のリスクに対する保障の負担（保険料）は同等であるべきであるため、世代内の保険料の公平はより重要となる。

2. データ

使用したデータは、厚生省『所得再分配調査』の 1990（平成 2 年）、1993（平成 5 年）、1996（平成 8 年）の 3 年分の個票データである。なお、『所得再分配調査』は、サンプルのとりかたの違いにより不平等度が他の調査に比較して高いといわれているが（大竹、1999）⁷、本稿ではこのデータによる不平等度を他の調査のそれと比較することを目的としているため、特段問題とはならない。

「現役世帯」の定義

「現役世帯」を、世帯主が年金を受けておらず、かつ生活保護など（医療を除く）の現金・現物給付を受けていない世帯と定義する（世帯主以外の世帯員が年金を受給している世帯は対象とする）。具体的には、以下の条件を満たす世帯が含まれる。

現役世帯 =

世帯主が年金受給者でなく、その他の社会保障給付金（生活保護、傷病手当金、雇用保険、児童手当、他法令給付）と現物給付・措置費（生活保護、老人福祉、児童福祉、その他）を受給していない世帯

この結果、該当サンプル数は、5,630 世帯（1990）、5,793 世帯（1993）、5,242 世帯（1996）となった。更に、これを世帯種別に分類すると、「国保世帯」、「被用者世帯」、「国保・被用者世帯」の他に「その他世帯」「被保護世帯」が含まれるが、これら世帯は、世帯員が国保・被用者保険のどちらの被保険者でもなく、サンプル数も少ないため、記述していない。

「所得」の定義

「所得」は、世帯単位とした。その理由は、社会保険料が、世帯単位であるからである⁸。世帯単位で所得を見る際には、世帯人員数を考慮しなければならない。世帯所得を世帯人員 1 人あたりの所得に換算するため、等価所得比率（e）の概念が用いられ、一般的には $e = 0.5$ を用いることが多い。

$$\text{世帯の 1 人あたりの所得水準} = \text{世帯あたりの所得} / \text{世帯人員数}^e$$

本研究では、①世帯あたり所得（ $e=0$, i.e. 世帯人員数を考慮しない）と、②八木・橋木（1996）が 1984 年度『全国消費実態調査』のデータを用いて計算した等価所得比率の二つを用いた。ただし、八木・橋木の等価所得比率は 7 人世帯までしか計算されていないため、8 人以上の世帯には $e=0.5$ （世帯人員の平方根）を用いた。ただし、累進性係数を求める際には、社会保険料が世帯単位であるため、当初所得も世帯あたりで計算した。

分析に用いたのは、「当初所得」、「税（徴収）後所得」、「社会保険料（徴収）後所得」、「医療保険料（徴収）後所得」、「年金保険料（徴収）後所得」の五つである。それぞれの定義は以下の通りである。

$$\text{当初所得} = \text{総所得} + \text{雑収入} + \text{私的受給}$$

$$\text{総所得} = (\text{雇用者所得} + \text{事業所得} + \text{農耕・畜産所得} + \text{家内労働所得} + \text{家賃・地代} + \text{利子・配当金})$$

$$\text{私的受給} = (\text{仕送り} + \text{企業年金} + \text{退職一時金} + \text{生命保険金} + \text{損害保険金} + \text{個人年金})$$

$$\text{税（徴収）後所得} = \text{当初所得} - \text{税}$$

$$\text{税} = \text{所得税} + \text{住民税} + \text{固定資産税} + \text{自動車税等} \quad (1996 \text{ 年度は消費税を含む})$$

$$\text{社会保険料（徴収）後所得} = \text{当初所得} - \text{社会保険料}$$

$$\text{社会保険料} = \text{医療（被用者保険+国民健康保険）} + \text{年金（被用者年金+国民年金）}$$

$$\text{医療保険料（徴収）後所得} = \text{当初所得} - \text{医療保険料}$$

$$\text{年金保険料（徴収）後所得} = \text{当初所得} - \text{年金保険料}$$

上記の「当初所得」の定義は、『所得再分配調査』で用いられるものと同等である。この定義は、定型的な世帯調査の定義と異なっている（大竹、1999）が、この定義は政府が行う施策の再分配への寄与度をみるために適しており、本稿の目的も現役層における（公的）社会保険料負担によるジニ係数の変化をみるとため、この定義を用いることとする。

VI. 結果

1. 「現役世帯」全体および世帯種別分析

表3に、全世帯、「現役世帯」、および世帯種（国保世帯、被用者世帯、国保・被用者世帯）別の分析の結果を示す。等価所得比率は、八木・橋木の計算によるものである。等価所得比率がゼロの結果は、すべての場合において逆進性がさらに強調された結果となつたが、ここでは省略する。

まず、全現役世帯の税と社会保険料による再分配係数（R）をみると、3カ年を通じて、どの世帯種においても税の再分配効果のほうが、社会保険料のそれより大きい。税の再分配係数は殆どプラスであるのに対し（経済企画庁(1998)の研究においても税の再分配効果は確認されている⁹⁾）、社会保険料の再分配係数はマイナスとなっている。特に国保世帯において、その傾向は大きい。さらに、医療と年金の保険料を比べると、被用者世帯では、年金のほうが医療のそれより小さいが、国保世帯では一貫した傾向は見られなかった。

次に、保険料の累進性係数（P）をみると（表4）、すべての場合において累進性係数はマイナスであり社会保険料が逆進的であることを示している。ここでも、国保世帯における社会保険料の逆進性が確認できるが、被用者世帯においても医療、年金とともにマイナスの値をとっていることは興味深い。医療と年金を比べると、国保世帯では、年金のほうが逆進性が高く、被用者世帯ではほぼ同じであるが、国保・被用者世帯では医療のほうが逆進的であり、一貫した結果は得られていない。また、保険料徴収前と後の、所得の順序の入れ替わりによる再分配効果（H）は、微少であることが確認できた。

2. 世代別分析

次に、世代内再分配係数(R)をみると（表3、図3～5）、20歳代以降マイナスに転じ、30代後半から40代後半を最低としてその後上昇する傾向がみられる。特に中年層において社会保険料による不平等度への影響が大きいことがわかる。税による世代内再分配係数は、殆どの場合においてプラスになっているのに対し、社会保険料によるそれは殆どマイナスであり、マイナス2～4%程度の値をとっている。

社会保険料の累進性係数（P）（図6～8）にしても同様の傾向が見られる。Pは、すべての年齢階層でマイナスであり、社会保険料の逆進性が年齢とともに進むことがわかる。この傾向は、50歳代後半まで続き、50歳代で最低の値を示している。当初所得のジニ係数は、20代後半から30代前半を最低として、その後は年齢階層があがるほど高くなる。つまり、高齢になるほど、当初所得においても不平等度が増し、社会保険料がそれに更に拍車をかけていることとなる。

さらに、世代毎にみると医療保険料のほうが年金保険料よりも逆進性が高い。給付が一律である医療保険において、保険料の逆進性が高いのは懸念すべきことである。

VII. 保険料引き上げの影響の試算

最後に、1996年のデータを用いて、公的年金の保険料引き上げによる不平等度への影響を試算した。1995年に各世帯が実際に払った保険料に引き上げ率（＝推定保険料率／1995年の保険料率）をかけたものを予測保険料とし、保険料の累進係数と再分配係数を計算した。推定保険料率には、厚生省が見通す2005年と2010年の国民年金保険料、厚生年金保険料率を用いた¹⁰（表5）。

試算によると、両方の仮定のもとで、すべての世帯種、世代において再分配係数が減り、不平等度への影響が悪化している。仮定1のもとでは、保険料の逆進性(P)は下がるが、平均保険料率(E)が上がるために再分配係数も下がっている。なお、引き上げの影響を特に大きく受ける世帯種、世代層はみつからなかった。この仮定のもとでは、既に1995年の保険料体系に存在する保険料の不平等のパターンが、保険料引き上げによって拡大する結果となっている。

VIII. まとめと今後の課題

以上により、本研究の結果は以下にまとめられる。

- 1) 既に既存研究で指摘されている国保世帯だけではなく、被用者保険においても、現役層における社会保険料は逆進的であり、特に国保世帯においてその傾向が強い。
- 2) 現役層においては、税の再分配係数がプラスであるのに対し、社会保険料の再分配係数はマイナスであり、社会保険料徴収によって現役層における所得不平等度は悪化する。
- 3) 現役層における社会保険料の逆進性を世代ごとにみると、世代があがるほど、逆進性は高くなる。
- 4) 世代別にみると、医療保険料の逆進性が年金のそれよりも高い。
- 5) 試算によると、公的年金の保険料引き上げは、既存の保険料体系の逆進性と所得不平等度への悪影響を更に悪化させる可能性がある。

本稿では、1990年、1993年、1996年のデータを用いて、社会保険料が制度内、世代内不平等を悪化させていることを示した。社会保険の財源として、税か保険料かの議論が激しく行われているが、現行制度において税が累進的であるのに対し、社会保険料は逆進的であることは留意しなければならない。仮に、社会保険料を引き上げる際には、低所得者免除・軽減制度の拡

充、保険料上限および標準報酬の見直しを図るべきである。

本稿では簡易な試算しか試みなかつたが、今後の課題として、上記措置の変更を含んだより詳細なシミュレーションを行う必要がある。また、低所得者層において社会保険料率が高いことも（図1）も懸念されることから、次稿は、特に現役低所得者に焦点をあて、保険料軽減・免除制度の効率性に着目した分析を試みることも課題である。

参考文献

- 小椋正立・角田保(1999)『社会保険料の納付と徴収の分析』日本経済学会 1999年10月16日。
- 大竹文雄(2000)『所得格差を考える』日本経済新聞 2000年2月29日～3月7日
- 大竹文雄・斎藤 誠(1999)「所得不平等化の背景とその政策的含意 一年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果一」『季刊社会保障研究』35巻1号,pp.65-76。
- 金子能宏(2000)「所得の不平等化要因と所得分配政策の課題」『季刊社会保障研究』35巻4号、pp.420-435。
- 金子能宏・田近栄治(1995)「厚生年金の財政と世代間負担」『季刊社会保障研究』30巻4号,pp.399-414。
- 角田保・小椋正立・高木安雄(1998)『市町村国保の保険料負担の現状と改革』「国民健康保険と地方財政に関する研究」財政経済協会。
- 経済企画庁経済研究所編(1998)『日本の所得格差 一国際比較の視点からー』経済企画庁。
- 健康保険組合連合会編(1999)『社会保障年鑑 1999年版』、東洋経済新報社。
- 厚生省大臣官房政策課調査室 (1990,1993,1996)『所得再分配調査結果』厚生省。
- 厚生統計協会(1999)『厚生の指標：保険と年金の動向』第46巻第14号。
- 厚生省年金局(1999)『年金制度改革案大綱の概要』厚生省、1999.3.5。
- 小塩隆士(1998)『社会保障の経済学』、日本評論社。
- 小松秀和(1999)『国民健康保険制度における市町村の保険料（税）賦課政策と被保険者負担との関係についての研究』日本経済学会 1999年10月17日報告要旨。
- 総務庁行政監察局編 (1998)『国民年金の安定を目指して』大蔵省印刷局。
- 橋木俊詔(1998)『日本の経済格差』、岩波書店。
- 橋木俊詔(2000)『セーフティ・ネットの経済学』、日本経済新聞社。
- 八田達夫・小口登良・酒本和加子(1998)「年金改革と世代間再分配」『季刊社会保障研究』34巻2号、pp.155-164。
- 村上雅子(1999)『社会保障の経済学（第2版）』、東洋経済新報社。
- 八木匡・橋木俊詔(1996)「等価所得比率の測定と所得分配不平等度の解釈」『季刊社会保障研究』32巻2号、pp.178-189。
- Mitchell, Deborah (1991) *Income Transfers in Ten Welfare States*, Avebury: Aldershot.

注:

-
- ¹ 年金制度改革関連法案によって、2003年度からは、月収に占める保険料率は17.35%から13.58%に引き下げ、ボーナスに占める率は1%から13.58%に引き上げられる（厚生省年金局、1999.3.5）。
 - ² 村上(1999)は、医療保険において組合健保の保険料と東京都区部における国民健保の保険料の比較の研究を行い、双方は「保険料算定方法がまったく異なるにもかかわらず、「総所得」に対する保険料負担率では、組合健保も国民健保もほぼ4%強で大きな差がない」とした。ただし、標準報酬（健保）や保険料（国保）の上限があるので、組合健保では年収700万円、国保では1250万円以上から負担率が減少する。
 - ³ 坑内員、船員を除く一般をさす。（健康保険組合連合会編、1999）
 - ⁴ 1999年の改正により、2003年からは、月給とボーナスから同率(13.58%、事業主と被用者で折半)の額が保険料とされる。
 - ⁵ データ年の国民年金保険料の免除率は、12.5%（法定免除5.0%、申請免除7.5%）（1989）、14.7%（4.7%、9.9%）（1992）、17.6%（4.6%、13.0%）（1995）である。うち、法定免除者は、生活保護受給者、障害年金受給権者なので、サンプルの中に含まれていない。含まれるのは申請免除された世帯のみである。国民健康保険の軽減率は、23.73%（1989）、24.61%（1992）、25.95%（1995）であるが、この母数は全被保険者であるので、高齢世帯も含む。
 - ⁶ 世帯種の区分は、「所得再分配調査」の定義により以下の通り。国保世帯」＝「被保護世帯以外の世帯で、国民健康保険の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者又は被扶養者がいない世帯」、「被用者保険世帯」＝「被保護世帯以外の世帯で、健康保険、船員保険若しくは共済組合の被保険者もしくは組合員又はその被扶養者が1人でもおり、かつ、国保加入者がいない世帯」、「国保・被用者保険世帯」＝「被保護世帯以外の世帯で、上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険等の被保険者又はその被扶養者がそれぞれ1人でもいる世帯」。（厚生省、1996）
 - ⁷ この理由としては、『所得再分配調査』では、その不平等度の計算に単身世帯を含んでいること、低所得層と高所得層が正確にサンプリングされていること、そして、その「再分配所得」の定義が他の調査と異なっていること、が挙げられる。（大竹、2000）
 - ⁸ 社会保険料の多くは、世帯単位、または第一号被保険者単位で設定されており、未成年者、老人を含む世帯人員数に影響されない（国民健康保険には、世帯人員数が影響する場合がある）。
 - ⁹ 経済企画庁の調査は、1984年と1994年の「全国消費実態調査」の個票を用いて可処分所得の不平等に対する寄与を各所得源泉ごとにShorrocks分解したもので、「租税の再分配効果が十分に機能している」としている。
 - ¹⁰ 保険料の推計の仮定は以下の通り：1)国庫負担割合は3分の1、2)厚生年金保険料率は、当面据え置き、2004年10月に19.85%、以降は5年ごとに2.5%ずつ引き上げ（標準報酬ベース）、3)国民年金保険料は、当面名目価格13,300円で据え置き、2005年度に500円、平成18年度以降は毎年800円ずつ引き上げ（1999年度価格）。（厚生省年金局、厚生統計協会、1999、81-2）所得データは1995年のものであり、推定国民年金保険料は1999年度価格であるので、この試算は正確なものとはいえない。しかし、推定保険料（率）は、あくまでも財政見通しを計算するための目安であり、仮定によって変化するものである。そのため、ここでは、およその傾向をつかむ事を目的とし、最新の推定値である1999年ベースのものを使用した。

表3 金現役世帯および世帯類型別、世代別、社会保険料前後の再分配係数(R)

(e=八木・横木による等価所得比率)

	1990年						1993年						1996年								
	n	当初所得 のジニ係数		税による 再分配係 数		医療保険 料による再 分配係數		n	当初所得 のジニ係数		税による 再分配係 数		医療保険 料による再 分配係數		n	当初所得 のジニ係数		税による 再分配係 数		医療保険 料による再 分配係數	
		当初所得 のジニ係数	n	税による 再分配係 数	n	医療保険 料による再 分配係數	n		当初所得 のジニ係数	n	税による 再分配係 数	n	医療保険 料による再 分配係數	n		当初所得 のジニ係数	n	税による 再分配係 数	n	医療保険 料による再 分配係數	n
金現役出帯	5630	0.3325	3.2%	-2.8%	-1.3%	-1.3%	5793	0.3372	6.8%	-2.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	5242	0.3237	4.2%	-2.7%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.0%
国保世帯	1292	0.4052	-1.7%	-4.4%	-2.1%	-2.1%	1208	0.4158	4.8%	-3.4%	-1.9%	-1.3%	-1.3%	1125	0.4089	3.2%	-4.5%	-2.0%	-2.3%	-2.3%	-1.6%
被用者世帯	3455	0.2986	5.6%	-2.1%	-0.8%	-1.2%	3668	0.3017	7.7%	-1.9%	-0.6%	-1.3%	-1.3%	3334	0.2849	5.2%	-2.2%	-0.7%	-1.3%	-1.3%	-1.5%
国保被用者世帯	811	0.3133	1.1%	-3.6%	-1.8%	-1.6%	874	0.3239	8.6%	-2.9%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	737	0.3082	3.1%	-3.2%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%
世帯主の年齢階層																					
10代	33	0.5132	0.3%	-0.1%	0.0%	-0.1%	58	0.3954	2.5%	1.6%	0.7%	1.0%	1.0%	17	0.2405	6.1%	7.1%	4.4%	4.4%	2.9%	2.9%
20-24歳	190	0.3933	2.0%	0.4%	0.2%	0.3%	272	0.2827	5.2%	2.7%	0.8%	1.8%	1.8%	160	0.2922	2.6%	-1.5%	-0.3%	-0.3%	-1.0%	-1.0%
25-29歳	323	0.2230	2.6%	-1.7%	-0.6%	-0.9%	349	0.2290	4.0%	-1.0%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	341	0.2369	1.8%	-2.6%	-0.8%	-0.8%	-1.6%	-1.6%
30-34歳	498	0.2344	4.3%	-2.6%	-0.9%	-1.5%	455	0.2577	5.6%	-1.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	463	0.2154	1.2%	-2.4%	-1.2%	-1.2%	-0.8%	-0.8%
35-39歳	658	0.2555	-1.1%	-3.9%	-1.9%	-1.8%	573	0.2884	5.3%	-2.4%	-1.3%	-1.0%	-1.0%	518	0.2662	6.4%	-4.1%	-1.7%	-1.7%	-2.1%	-2.1%
40-44歳	962	0.2903	3.9%	-3.0%	-1.5%	-1.3%	904	0.2849	6.5%	-2.6%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	684	0.2897	4.7%	-2.5%	-1.3%	-1.3%	-1.0%	-1.0%
45-49歳	920	0.3069	2.8%	-3.3%	-1.6%	-1.5%	987	0.3059	6.8%	-3.0%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	1034	0.2985	4.2%	-3.3%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%
50-54歳	944	0.3146	4.7%	-2.8%	-1.4%	-1.3%	904	0.3351	6.7%	-2.9%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	839	0.3077	3.8%	-3.1%	-1.3%	-1.3%	-1.6%	-1.6%
55-59歳	849	0.3596	4.0%	-3.5%	-1.6%	-1.7%	349	0.3527	5.4%	-2.7%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	826	0.3490	3.2%	-3.2%	-1.4%	-1.4%	-1.7%	-1.7%
60-64歳	223	0.4754	5.9%	-2.5%	-1.3%	-1.1%	349	0.4352	12.1%	-2.5%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	319	0.4312	3.9%	-2.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%
65歳以上	30	0.5445	7.4%	-1.2%	-1.1%	-0.1%	40	0.5210	3.4%	-1.5%	-1.1%	-0.4%	-0.4%	41	0.4737	4.8%	-1.7%	-1.1%	-1.1%	-0.5%	-0.5%

出典：平成2年、5年、8年「所得再分配調査」より筆者計算

表4

全世界帯、全現役世帯および世帯類型別、社会保険料の累進係数(P)、平均保険料率(E)、順序入れ替わり効果(H)

社会保険料全体				医療保険料				年金保険料			
1990年		累進性係数 P	平均 E	順序入れ替 わり効果 H	保険料 累進性係数 P		平均 E	順序入れ替 わり効果 H	保険料 累進性係数 P		平均 E
全世界帯	-0.13290	0.07027	-0.00096	-0.17587	0.03303	-0.00032	-0.09479	0.03724	-0.00034		
全現役世帯	-0.11471	0.06853	-0.00152	-0.12785	0.02990	-0.00045	-0.10453	0.03863	-0.00056		
国保世帯	-0.20247	0.07170	-0.00198	-0.18105	0.03899	-0.00077	-0.22801	0.03271	-0.00057		
被用者世帯	-0.08165	0.06655	-0.00151	-0.07935	0.02649	-0.00034	-0.08317	0.04006	-0.00059		
国保・被用者世帯	-0.13093	0.07348	-0.00211	-0.14231	0.03439	-0.00065	-0.12092	0.03908	-0.00073		

社会保険料全体				医療保険料				年金保険料			
1993年		累進性係数 P	平均 E	順序入れ替 わり効果 H	保険料 累進性係数 P		平均 E	順序入れ替 わり効果 H	保険料 累進性係数 P		平均 E
全世界帯	-0.10525	0.07575	-0.00040	-0.15550	0.03336	-0.00010	-0.06571	0.04239	-0.00015		
全現役世帯	-0.08545	0.07564	-0.00061	-0.10437	0.03098	-0.00012	-0.07232	0.04466	-0.00025		
国保世帯	-0.17177	0.06953	-0.00114	-0.16793	0.04031	-0.00041	-0.17705	0.02926	-0.00024		
被用者世帯	-0.06987	0.07540	-0.00059	-0.05972	0.02762	-0.00008	-0.07574	0.04778	-0.00018		
国保・被用者世帯	-0.09859	0.08224	-0.00037	-0.11042	0.03671	0.00005	-0.08905	0.04553	-0.00006		

社会保険料全体				医療保険料				年金保険料			
1996年		累進性係数 P	平均 E	順序入れ替 わり効果 H	保険料 累進性係数 P		平均 E	順序入れ替 わり効果 H	保険料 累進性係数 P		平均 E
全世界帯	-0.12666	0.06886	-0.00413	-0.19565	0.02890	-0.00204	-0.07677	0.03996	-0.00149		
全現役世帯	-0.09177	0.07407	-0.00251	-0.11208	0.02836	-0.00067	-0.07916	0.04570	-0.00110		
国保世帯	-0.19432	0.07355	-0.00374	-0.18416	0.03575	-0.00144	-0.20392	0.03780	-0.00158		
被用者世帯	-0.06329	0.07403	-0.00235	-0.06062	0.02595	-0.00042	-0.06474	0.04808	-0.00105		
国保・被用者世帯	-0.10148	0.07460	-0.00442	-0.12673	0.03135	-0.00147	-0.08317	0.04325	-0.00181		

出典：平成2年、5年、8年「所得再分配調査」により筆者計算

表5

年金保険料引き上げの仮定のもとの再分配係数、平均保険料率、累進性

1995年の保険料(実際)				仮定1 (2005年)				仮定2 (2010年)			
年金保険料 による再分配 係数		平均保険料 率(長期)		年金保険料 による再分配 係数		平均保険料 率(長期)		年金保険料 による再分配 係数		平均保険料 率(長期)	
R	E	P	R	E	P	R	E	P	R	E	P
全世帯	-1.0%	4.0%	-0.07677	-1.1%	4.8%	-0.07553	-1.4%	5.5%	-0.07951	5.5%	-0.07951
現役世帯	-1.4%	4.6%	-0.07916	-1.6%	5.5%	-0.07776	-2.0%	6.3%	-0.08227	6.3%	-0.08227
国保世帯	-2.3%	3.8%	-0.20392	-2.6%	4.4%	-0.20247	-3.4%	5.4%	-0.20697	5.4%	-0.20697
被用者世帯	-1.3%	4.8%	-0.06474	-1.6%	5.8%	-0.06460	-1.9%	6.5%	-0.06504	6.5%	-0.06504
国保・被用者世帯	-1.5%	4.3%	-0.08317	-1.7%	5.1%	-0.08207	-2.2%	6.0%	-0.08558	6.0%	-0.08558
世帯主の年齢											
10代	2.9%	3.8%	0.17873	3.4%	4.6%	0.18380	3.6%	5.2%	0.17189	5.2%	0.17189
20－24歳	-1.0%	4.5%	-0.03882	-1.2%	5.4%	-0.03598	-1.7%	6.2%	-0.04264	6.2%	-0.04264
25－29歳	-1.6%	4.9%	-0.05928	-1.9%	5.9%	-0.05753	-2.4%	6.7%	-0.06165	6.7%	-0.06165
30－34歳	-0.8%	4.9%	-0.02298	-1.0%	5.8%	-0.02160	-1.3%	6.6%	-0.02485	6.6%	-0.02485
35－39歳	-2.1%	4.7%	-0.10381	-2.5%	5.6%	-0.10131	-3.1%	6.4%	-0.10721	6.4%	-0.10721
40－44歳	-1.0%	4.7%	-0.05001	-1.1%	5.7%	-0.04760	-1.5%	6.5%	-0.05325	6.5%	-0.05325
45－49歳	-1.5%	4.5%	-0.08097	-1.7%	5.3%	-0.07812	-2.2%	6.1%	-0.08481	6.1%	-0.08481
50－54歳	-1.6%	4.6%	-0.09243	-1.9%	5.4%	-0.08994	-2.4%	6.2%	-0.09577	6.2%	-0.09577
55－59歳	-1.7%	4.6%	-0.10128	-1.9%	5.5%	-0.09737	-2.5%	6.4%	-0.10651	6.4%	-0.10651
60－64歳	-1.1%	3.9%	-0.08850	-1.2%	4.6%	-0.08629	-1.5%	5.3%	-0.09149	5.3%	-0.09149
65歳以上	-0.5%	3.6%	-0.01740	-0.6%	4.3%	-0.01720	-0.8%	4.9%	-0.01767	4.9%	-0.01767
厚生年金保険料率 (対総報酬) (標準報酬換算)	(95年3月現在)				(推定)				(推定)		
国民年金保険料	16.50%	11,700円				15.50%	17,422円				17,422円
		19.85%				19.85%	22,355円				22,355円
		13,200円				13,200円	17,200円				17,200円

注: Rは、ハ木・橋木の等価所得比率を用いて計算、Pは、世帯あたり所得を用いて計算。